

春陽会洋画研究所規則

(原典は、送り仮名カタカナ表記)

- 一、 本研究所は洋画を専修せんとする者の指導養成及び洋画愛好者に善き理解を与ふるを目的とす
- 二、 研究科を分ちて人体部、石膏部、講習部とす
- 三、 研究時間及び指導を左の如く定む
 - 人体部 午前九時より十二時まで
 - 石膏部 午後一時より四時まで
 - 講習部 午後六時半より九時まで
- 四、 人体部、石膏部とも毎週二回春陽会会員指導講習す
講習部規定は別に定む
- 五、 石膏部は一般希望者の入学を許すも、人体部は指導者が相当技術ありと認めたる者に限り入学せしむるものとす
- 六、 入学せんとする者は男女を問わず規定入学願書に履歴書を附して申込むべし、委員銓衡の上許否を決す、但し欠員なき場合は即時入学する事を得ず
- 七、 月謝は左の如し
 - 人体部 金 七圓
 - 石膏部 金 五圓
- 八、 月謝は毎月五日までに納付すべし
- 九、 月謝未納者はアトリエに入ることを得ず。半年以上の欠席者は退学せしもの認め除名す、但し事情を具したる休学届を差出し許可を得たる者は此の限りにあらず
- 十、 許可を得たる欠席者は月謝の納付を要せず、但し欠員あり許可を得たる場合の他随時出席することを得ず
- 十一、 怠惰不行状その他本研究所の学風を乱す者は審議の上除名することあり
- 十二、 研究所の備品以外研究に要する消耗品は凡て自弁とす
- 十三、 日曜日、四大節、年末年始約二週間、及び八月はアトリエを閉ず
- 十四、 隔月一回茶話会を催し、春陽会会員五名以上出席して課外作品の講習をなす
- 十五、 競技 適当の時期を選び研究生の競技会を催す

春陽会洋画研究所

東京市芝区内幸町一ノ三 幸ビルディング内

○場 所 麴町区内幸町一ノ三 幸ビルディング内

○午前の部 人體石膏 ○午後の部 石 膏

○指 導 午前午後各部毎週二回宛春陽會々員（當番にて）指導す。

春陽會洋畫研究所

○夜の部 アマチュアの爲めに八週間短期洋畫講習をなす。
素畫及油繪。畫材は石膏及人體。美術講座を設く。會期中に講師は春陽會々員全員に涉り各方面より指
午後六時半より。

規則書は 東京市麴町区内幸町 幸ビルディング内 春陽會研究所宛